

2023 年 8 月 21 日

質 問 回 答 書

件 名 植物調達パートナー認定制度に関する質問事項

項 目 (ページ数等)	質 問	回 答
資料 1 「植物調達パートナー 認定制度について」 下段「注意事項」	同一事業者と判断する場合の具体例をお示しください。	①資本関係のある法人または個人（親会社と子会社の関係や同一の親会社をもつ子会社同士）が応札者となる場合等 ②意思決定への関与があると判断される人的関係（応札者間で代表者や役員の兼任等）のある場合等が考えられます。
資料 2 植物調達パートナー認定に係るスケジュール	公募開始から申し込み締め切りまで27日間とタイトなスケジュールであり、提出書類の作成が間に合わず申し込みができなかった場合、今後、追加公募の予定はあるのか。	本年度においては今回の公募のみとなります。次年度以降の追加公募は行う予定ですが、時期等は未定です。
	公募開始から説明会、認定申込書提出期限までの期間が余りにも性急で、この認定制度が広く一般に周知できていない印象があるのですが、この点についていかがでしょうか。	本年度においては今回の公募のみとなりますが、次年度以降に追加公募を行う予定です。（時期等は未定）今回お申し込みできなかったとしても、次年度以降にお申し込みいただくことは可能です。
資料 3 植物調達パートナー 認定要件 1 ページ 「植物提案能力」	「協会が提示する調達植物リスト案に・・・」とあるが、品目の中に産地限定（1つの産地あるいは都道府県のみから）の花き等は想定しているのか。	植物調達リスト案については、産地指定の有無を含めて未定です。
「災害対応能力」	提出書類に「生産量（取扱量）や生産余力等が分かる書類（例：年間の月別生産（出荷）量一覧表・・・）とあり、これから調査となるため28日までにはまとめられないと考えられる。既存の農林水産統計年報のデータ程度ではいけないか。	申請者の生産量や生産余力の判断資料として適切なものであれば、既存データの利用は可能です。

	提出書類に「・・・都道府県を跨ぐ構成員や・・・」とあるが、活動や会員が1つの都道府県内に限られる団体は認定要件に合わないということか。	この認定要件では、自然災害などによる不測の事態において、複数の産地から植物の供給が期待できることを求めている、単一の都道府県内のみでの生産に限られた団体は認定要件を満たしません。
「輸送能力」	御世話になっております。弊社は営利生産者向けのプラグ苗の生産販売および種苗販売、量販店向けの最終製品の生産販売を行っております。また、これまで数々の都市緑化フェアの成功を莫大な種苗の供給面で支えてきた実績があり、横浜国際花博の成功に向けても全力でバックアップさせて頂きたく考えております。 前述させていただいた通り、「種苗の供給」は可能となりますが、物流機能は保有しておりません。このような場合、今回の花博にはどのように関わらせて頂ければよろしいでしょうか？	輸送能力で求めているのは、協会が指定する時刻と場所（主に会場内のバックヤードを指します）に、植物への負担が少ない方法で搬入することです。例えば、植物に関する輸送経験のある輸送事業者との連携協定書や契約書など、輸送力があると分かるものを添付いただければ、認定要件として認めることができます。
	日常的に全国各地の緑化樹木生産地から植栽現場や瀬谷区内の樹木入出荷場へ樹木の運送を全国の複数の運送業者をお願いしていますが、以前より業界の不文律的な慣習をベースとしているため協定書や契約書の取り交わしはありません。この場合も認定要件を充たさないという認識でよろしいでしょうか。	協定書や契約書の取り交わしが無い場合は、輸送能力が確認できる資料の提出をお願いします。例えば、実績等に基づく輸送体制図（日常的に利用・協力関係にある事業者等のリスト、当該輸送事業者の協力承諾書、自社の保有車両他）などの提出でも協定書や契約書の同等資料と判断する可能性があります。
2 ページ 「種苗業者の届出有無 確認に関する同意書」	JVで応募の場合には、JVとして種苗業者の届出が必要か？ 指定種苗を主として取り扱う構成員が届出をしていればよいのか？	共同企業体（JV）などの任意団体では種苗業者届出を行うことができないため、JVとしての届出は不要ですが、指定種苗を主として取扱う構成員による届出が必要となります。 なお、「種苗業者届出の調査承諾書」には、代表企業の下段に種苗業者の届出をした構成員もしくは

		届出する予定の構成員の住所、氏名（法人にあたっては名称および代表者の氏名）、取扱う指定種苗の種類、営業所の所在地を記載してください。
	8月28日までに種苗業者の届出が必要か？	8月28日までに種苗業者届出を行っていることが認定要件となるものではありません。指定種苗を含む入札に関する公示の時点で届出が完了していることが必要になります。
	弊社は緑化樹木の仕入・販売は常時行っていますが、指定種苗の取り扱いはなく、指定種苗制度の届け出は行っておりません。この要件を充たさない場合は植物調達パートナーには認定されないという認識でよろしいでしょうか。	認定要件では「指定種苗を取扱う場合」としております。「種苗業者届出の調査承諾書」は調査に対する同意であるため、同意書の提出をいただければ認定要件を満たします。申込時に指定種苗を取扱えるかどうかを認定要件とするものではありません。
「業務実績」	要件の中に過去の実績がないと認定されないとありますが新規参入は認められてないのでしょうか。また、弊社は今回の認定を取得するため、貴協会が指定する展示会、国際出店の際■■■のもとで設計施工を行っていた方と一緒に業務を遂行しますが、このような方の参入は実績として認められますか？ 弊社は主に切り花植物それらに関する資材等の輸出及び輸入をしております（特にドキュメントワークの面倒な輸出輸入については得意としております）。昨今の植物調達の実態からして輸出入の業者も必要ではないかと思うのですが植物調達パートナーとしての登録は可能でしょうか ※特定の企業名が記載されている情報は「■■■」に置き換えております。	認定にあたっては「植物調達パートナー認定要件」のすべてに該当することが必要となります。従って業務実績が認められない場合は認定を受けることはできません。業務実績は認定申請者もしくは共同企業体の構成員が有している必要があることに加えて、計画調達による植物供給業務の実務経験を求めるものであり、設計施工のみの業務実績は当該業務の実績とは認められません。 なお、切り花については、植物調達パートナーからの調達は非常に限られた量となることが想定されています。

資料 4 1 の期待する役割 1 行 目	「植物調達パートナー名簿から 入札により植物供給受託者を選 定し・・・」とあるが、植物供給 受託者は植物調達パートナーの 中から選定されるということか。 植物調達パートナーの認定を受 けていない者は植物供給受託者 になれないのか。	植物供給受託者は当該制度により 、協会との契約の相手方となる事 業者等を表します。従って、植物 調達パートナーの認定を受けてい ないものは植物供給受託者にはな れません。
--	--	--